

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
日立市	特産農産物産地育成事業	【対象者】 農業協同組合の組合員等で、市内の農地において耕作する生産者 【対象経費】 新たに又は拡大して作付けする特産農産物の種子、苗木等の購入費 ※特産農産物：優良品種、高付加価値作物又は産地振興に資する作物で農業協同組合が推薦する作物	対象経費の1/2 (上限10万円)	通年	予算の範囲内	農林水産課	0294-22-3111 内線783	https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo-business/shien-hojo-sei/1003023	4
	日立市農業用機械器具購入支援事業	【対象者】 市内に居住する農業者（農地台帳に記載のある方）で、直売所等に農作物（米を除く）を出荷する方 【対象経費】 農機具（稲作用を除く）の購入に係る費用※中古可	対象経費の1/2 (上限20万円)	通年	予算の範囲内	農林水産課	0294-22-3111 内線783	https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo-business/shien-hojo-sei/1003023/1002694.html	4
	日立市特産農産物新規就農者等支援事業	【対象者】 特産農産物を生産する者で組織する生産部会等に所属し、市内に居住する新規就農者（農地台帳に記載のある方で、就農から5年以内の方） 【対象経費】 農機具購入及び施設整備に要する経費 ※中古可	対象経費の2/3 (上限60万円)	通年	予算の範囲内	農林水産課	0294-22-3111 内線783	—	4
常陸太田市	UIJターン就農奨励金	下記①～④の要件のすべてを満たす者 ①認定新規就農者（または認定農業者）の認定を受けたUIJターン者で、認定日で属する年度で申請するもの ※UIJターン者とは、本市以外に1年以上住所を有し、就農に際し本市住民票に記載されてから2年未満の方（学生を含む） ②奨励金交付後も引き続き5年以上本市に定住し営農する意思のある方 ③本市及び従前の住所において市税等に滞納がないこと ④過去において本奨励金の交付を受けていないこと	市内で就農するために市外から転入し、認定新規就農者（または認定農業者）に認定された日から6月以内に申請があったものに対し、奨励金を交付。 200,000円（2回に分けて交付）	通年	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 内線615	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
常陸太田市	就農者等家賃助成事業	下記①～④の要件のすべてを満たす者 ①市内に住所を所有していない方（二親等以内の親族の所有を含む） ②以下のいずれかに該当していること ア. 住所を有する就農者にあつては、転入日より2年を経過しておらず、かつ前年の所得が350万円を超えていないこと イ. 住所を有する研修者にあつては、研修を開始して2年を経過しないこと ③常陸太田市新家庭家庭家賃助成金の交付を受けていない者 ④本市及び従前の住所において市税等の滞納がないこと	市内に住宅を所有しない、認定新規就農者（または認定農業者）及び市内で就農予定で市内の農家において研修する研修者に対し家賃の一部を助成。 助成額月額20,000円（家賃が20,000円以下の場合はその額）を最長24か月	通年	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 内線615	https://www.city.hitachiotaki.ibaraki.jp/	8
	中古農機具購入支援事業	【対象農機具】 下記①から⑦の要件のすべてを満たす農機具 ①農機具販売店が販売する中古農機具であること ②購入する農機具の代金が10万円以上であること ③国、県、市その他の農機具購入補助事業の補助を受けていないこと ④販売する畑作物の生産（そばを除く）に使用するものであること ⑤保管、保存に使用する機具でないこと ⑥現在所有する農機具の更新でないこと ⑦動力部のみでないこと	中古農機具を購入する農業者に対し購入費の一部を助成。購入費の1/2以内（1,000円未満切り捨て） ※上限額500,000円	通年	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 内線615	https://www.city.hitachiotaki.ibaraki.jp/	4
	軽貨物車両購入支援事業	【対象車両】 以下①～④の要件のすべてを満たす車両 ①市内の自動車販売業者が販売する軽貨物車両 ②新車または新車登録から10年以内の中古車 ③車両番号等の交付を受けた車両 ④申請者が本人名義で購入する車両 【対象者】 以下①～⑤の要件のすべてを満たす者 ①市内に住所を有している、認定新規就農者であること ②市税等の滞納がないこと ③前年の所得が250万円以下であること ④購入する車両の運転免許を所有しているが、軽貨物車両を申請日時時点で所有していないこと ⑤過去にこの補助金の交付を受けていないこと（同一世帯の者を含む）	軽トラ等軽貨物を購入する農業者に対し購入費の一部を助成。購入費の1/2以内（1,000円未満切り捨て） ※上限額500,000円	通年	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 内線615	https://www.city.hitachiotaki.ibaraki.jp/	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
常陸大宮市	常陸大宮市農業振興対策事業のうち農業用（普通作物）機械施設整備事業	下記①～③のいずれかに該当し、かつ④～⑤のいずれかの条件を満たす者・団体 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③農業等関係団体 等 ④市内に居住する者であって、市税等の滞納のない者 ⑤市内に主たる事務所または事業所を置く団体	【内容】 トラクター、コンバイン、播種機、移植機等の導入費用及びリース導入費用補助 【補助額】 補助対象経費の1/3以内（補助上限額2,000千円） 【その他】 ・集積面積が10ha以上15ha未満の場合の上限額は1,500千円、5ha以上10ha未満の場合の上限額は1,000千円、5ha未満の場合の上限額は500千円 ・有機農業の推進に向けた取り組みを実施する場合は補助率1/2以内	通年	予算の範囲内	農林振興課	0295-52-1111 内線203	—	4
	常陸大宮市農業振興対策事業のうち農業用（園芸作物）機械施設整備事業	下記①～③のいずれかに該当し、かつ④～⑤のいずれかの条件を満たす者・団体 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③農業等関係団体 等 ④市内に居住する者であって、市税等の滞納のない者 ⑤市内に主たる事務所または事業所を置く団体	【内容】 収穫機、播種機、加温機、パイプハウス等の導入費用及びリース導入費用補助 【補助額】 補助対象経費の1/2以内（補助上限額250千円） 【その他】 ・ねぎ、なす、いちご及び有機農産物の栽培に係る機械等導入の場合のみ上限額500千円	通年	予算の範囲内	農林振興課	0295-52-1111 内線203	—	4
	常陸大宮市農業振興対策事業のうち競争力のある産地づくり事業	下記①に該当し、かつ②の条件を満たす団体 ①農業等関係団体 等 ②市内に主たる事務所または事業所を置く団体	【内容】 新規的な取り組み等に要する経費の補助 【補助額】 補助対象経費の1/2以内（補助上限額250千円）	通年	予算の範囲内	農林振興課	0295-52-1111 内線203	—	4
	常陸大宮市農業振興対策事業のうち6次産業化推進事業	下記①に該当し、かつ②～③のいずれかの条件を満たす者・団体 ①食品衛生法に基づく加工業に必要な許可を有する者 ②市内に居住する者であって、市税等の滞納のない者 ③市内に主たる事務所または事業所を置く団体	【内容】 6次産業化に向けた商品開発に係る経費及び必要な機械・器具等の導入費用補助 【補助額】 補助対象経費の1/2以内（補助上限額500千円）	通年	予算の範囲内	農林振興課	0295-52-1111 内線203	—	4
	常陸大宮市農業振興対策事業のうち中古農機具導入支援事業	下記①～②に該当し、かつ③の条件を満たす者 ①定年帰農者等（農業への新規参入から概ね1年以内かつ就農時の年齢が50歳以上の者） ②事業実施年度から5年間の営農継続が見込める者 ③市内に居住する者であって、市税等の滞納のない者	【内容】 中古農機具の導入費用補助 【補助額】 補助対象経費の1/2以内（補助上限額250千円）	通年	予算の範囲内	農林振興課	0295-52-1111 内線203	—	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
常陸大宮市	常陸大宮市新規就農者育成研修事業	【研修事業者】 下記①に該当し、かつ②～③の条件を満たす経営体 ①概ね年間を通じて農業を営んでおり、十分な指導を行うことができる指導者を有している経営体 ②全国農業会議所が実施する雇用就農資金のうち雇用就農者育成・独立支援タイプ、又は茨城県農林振興公社が実施するニューファーマー育成研修助成事業のいずれかの助成を受けた、若しくは受ける予定の経営体 ③市内に住所、又は主たる事業所を有する経営体 【研修生】 下記の①～⑤のいずれにも該当する者 ①研修事業者の下で雇用契約を締結して研修を実施し、研修終了後も市内での雇用就農を継続、又は1年以内に独立自営就農する見込みのある者 ②市内に住所を有する者又は市内に転入する見込みのある者 ③研修開始時点で18歳以上50歳未満の者 ④研修開始時点で農業経営と認められる行為を実施していない者 ⑤原則として研修事業者の代表者の3親等以内の親族でない者	【内容】 研修生を受け入れる研修事業者への研修に要する費用補助 【補助額】 研修生1人につき1月当たり5万円（最長2年間）	通年	予算の範囲内	農林振興課	0295-52-1111 内線203	—	3
大子町	大子町農業後継者応援金	①申請時町内に住所を有し、年齢が18歳以上50歳未満であること ②就農から5年以上町内に居住することを誓約する者 ③就農を5年以上継続することを誓約する者 ④過去にこの要綱による応援金の交付を受けていない者 ⑤町税等を滞納していない者	①独立自営型就農者30万円 ※共同型就農（夫婦）の場合50万円 ②経営移譲型就農者20万円 ※共同型就農（夫婦）の場合35万円 ③親元就農者10万円 ④町内に本拠地を置く農業法人就職者10万円	通年	予算の範囲内	農林課 農政担当	0295-72-1128	http://www.town.daiji.ibaraki.jp/	4
	大子町認定農業者等育成支援事業	町内に住所を有し、かつ、町内で農業を営む者であって、次のいずれかに該当する者 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③農業次世代人材投資資金又は大子町農業後継者応援金を活用した新規就農者	農業の生産性の向上又は効率化を図るための機械購入又は施設整備（汎用性の高い機械購入又は施設整備を除く）に要する経費の2分の1の額（上限50万円）	翌年度予算措置分として例年10月頃に募集	予算の範囲内	農林課 農政担当	0295-72-1128	http://www.town.daiji.ibaraki.jp/	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
大子町	大子町収入保険制度加入促進支援金	①町内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を有する法人 ②収入保険制度に係る保険関係を成立させていること	毎年1月～12月までに納付した収入保険料のうち掛捨て保険料（付加保険料を含む。）の2分の1の額（上限20万円）	1月頃	予算の範囲内	農林課 農政担当	0295-72-1128	http://www.town.dago.ibaraki.jp/	4
	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊として任用された者（会計年度任用職員）	最長3年間会計年度任用職員として雇用し、町内の農業団体や農家で農業研修を受けることが出来る。	2月頃	予算の範囲内	農林課 農政担当	0295-72-1128	http://www.town.dago.ibaraki.jp/	2
水戸市	就農スタートアップ支援事業	①青年等就農計画の認定を受けた者で、かつ市内に住所を有し市内で新規就農を希望する認定新規就農者 ②研修機関等で一定期間研修を修了した者で、かつ市内に住所を有し市内で新規就農を希望する新規就農者	①農業経営の開始にあたり、必要な資材などにかかる経費を助成補助対象経費の1/2を助成する。（ただし、200,000円を上限とする） ②同上。（ただし、100,000円を上限とする。）	通年	予算の範囲内	農政課	029-232-9181	https://www.city.mito.lg.jp/page/4173.html	4
ひたちなか市	ひたちなか市多様な農業担い手育成総合支援対策事業補助金	次のいずれにも該当する者 ①認定農業者、認定新規就農者 ②市税に未納がない者	・農業用機械等の導入又は農業施設等の整備（事業費50万円以上） ・補助対象経費の1/5（補助限度額100万円）	通年	予算の範囲内	農政課	029-273-0628	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/nousuigyo/1002943/1014271/1014284.html	4
	ひたちなか市農業者物価高騰対策支援金（単年度）	次のいずれにも該当する者 ①認定農業者、認定新規就農者 ②市税に未納がない者	令和7年度の確定申告で申告した経費（肥料費又は飼料費、農薬衛生費、諸材料費）の5%（上限50万円）	通年	予算の範囲内	農政課	029-273-0628	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/nousuigyo/1002943/1012688/1016777.html	4
那珂市	・新規就農サポート ・那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAI	【対象者】 市内に就農を希望するかた	・新規就農相談 ・就農支援アドバイザーによる助言・指導等 ・市内農家のほ場見学 ・農地借入れの支援 ・青年等就農計画等の作成支援	通年	—	農政課 農業振興グループ	029-298-1111 内線235・236	—	1

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
那珂市	那珂市認定新規就農者経営支援補助金	【対象者】 市内に住所を有する者で、次のいずれにも該当するもの ①認定新規就農者であって、認定期間満了後に認定農業者となる意思を有するもの ②申請時点において、市税等に滞納がない者 【要件等】 補助対象者が認定新規就農者となった年度の初日から起算して5年間のみ対象。 同年度に補助対象者1人あたり1回まで。	【内容】 就農初期に必要なとなる農業用機械、農業用施設等の整備等に係る費用に対して補助金を交付する。 【補助額】 補助対象経費の1/2以内 上限50万円	通年	予算の範囲内	農政課 農業振興グループ	029-298-1111 内線235・236	—	4
小美玉市	新規就農者営農定着支援事業	【対象者】 以下に掲げるすべての要件を満たすもの ①市において青年等就農計画の認定を受けている者 ②本人名義で農業経営していること ③市内に住所を有している者 ④市税を滞納していないこと	【対象事業】 ①農業機械整備事業（移植、収穫、防除又は耕起等に必要な機械の購入に要する経費） ②農業用施設等整備事業（農業用施設の整備に要する経費） ③前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業の実施に要する経費 ※ただし、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは除く 【補助金の額】 上記補助対象事業費の30%以内(上限100万円/件) ただし、1,000円未満の端数は切り捨て	年2～3回 程度要望調査	予算の範囲内	農政課	0299-48-1111	http://www.city.omitama.lg.jp	4
茨城県	茨城町担い手経営環境整備事業	町の要件を受けている認定新規就農者及び認定農業者等で、次の要件をすべて満たす者 ①原則45歳未満の者 ②町内に住所を有している者 ③生計を一とする世帯において、町税を滞納していないこと	新規就農した意欲ある担い手農業者が、就農初期に必要なとなる農業用機械の導入や、農業用施設等の整備に係る費用等を支援。 補助対象経費の1/3以内 (上限300,000円)	—	予算の範囲内	農業政策課	029-240-7118	—	4
	新規就農希望者受入研修事業	茨城町に就農・定住を希望する者	茨城町で就農定住を希望する43歳までの町外の方を対象。2年間の先進農家での研修と、自ら作付を行う実学等を通して技術取得を図り、就農できるよう支援。 ①住居として町内空き家等を斡旋、家賃の一部を補助 ②研修先である先進農家を斡旋 ③自ら作付を行うための各種支援（1/2以内、上限70万円/年） ・研修ほ場、パイプハウス等の貸付 ・トラクター、管理機等の農業用機械の貸付 ④農業資材等を支給（上限50万円/年）	通年	1組/年	一般社団法人 茨城町農業公社	029-215-8002	http://www.ibaraki-agri.com/	2・3・4・7・8

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
大洗町	大洗町明日を担う農業経営支援事業	<対象者> ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③認定農業者の組織する団体 <条件> 町内に居住し、かつ、住所を有する者で、上記対象者のいづれかに該当する者 ※農業用機械の購入等への補助金となるが、軽トラック、トラクター等の汎用性の高いもの及びフォークリフト、油圧ショベル等の建設機械は、補助対象としない。	①③：対象事業費の1/5（上限100万円） ②：対象事業費の3/10（上限150万円） ※国・県から補助金の交付を受けようとするときは、上限額から当該国・県の補助金の額を控除した額を上限とする。	翌年度の予算措置分として例年10月頃に募集	予算の範囲内	農林水産課	029-267-5173	http://www.town.oirai.lg.jp/	4
東海村	新規就農者育成補助事業	①独立・自営就農支援 農業経営の安定化に資するための経費を補助 対象：独立・自営就農者（村内に住所を有し、青年等就農計画認定を受けており就農後5年以内に認定農業者になる意志がある者） 補助期間：36月を限度	【補助額】 ・満50歳未満の独身者 月10万円 ・満50歳未満の既婚者 月15万円 ※上配偶者が年収103万円を超える場合 月10万円 ・満60歳以上満70歳未満の独身者 月5万円 ・満60歳以上満70歳未満の既婚者 月7.5万円 ※上配偶者が年収103万円を超える場合 月5万円	通年	予算の範囲内	農業政策課（農業支援センター）	029-287-7867	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/sangyobu/nogyoseisakuka/3/1/9685.html	4
		②生産施設等整備支援 青年等就農計画に基づく農業用機械・施設の購入費を補助 対象：独立・自営就農支援の申請をした/しようとする新規参入者 年度中に就農した東海村農業経営開始資金の受給者 補助期間：就農した日から3年までの間に1回を限度	【補助額】 総事業費の1/2（上限200万円）	通年	予算の範囲内	農業政策課（農業支援センター）	029-287-7867	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/sangyobu/nogyoseisakuka/3/1/9685.html	4
		③農家住宅入居支援 村内に存し、5年以上の賃貸借契約を締結した農家住宅の家賃を補助 対象：独立・自営就農支援の申請をした/しようとする新規参入者 補助期間：36月を限度	【補助額】 家賃の1/2（月上限3万円）	通年	予算の範囲内	農業政策課（農業支援センター）	029-287-7867	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/sangyobu/nogyoseisakuka/3/1/9685.html	8

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
東海村	新規就農者育成補助事業	④親元就農支援 農業後継者の定着化に資するための経費を補助 対象：専業農家か販売農家である村内に住所を有する親等の農業経営に参入して新たに就農しようとする者で次のいずれにも該当する者 ・村内に住所を有する者 ・茨城県立農業大学の「いばらき営農塾」営農支援研修を修了した者 ・就農時における農業従事日数が年間150日以上見込まれる者 補助期間：36月を限度	【補助額】 独身者（申請時）月5万円 既婚者（申請時）月7.5万円 ※上配偶者の年収が103万円を超える場合 月5万円	通年	予算の範囲内	農業政策課（農業支援センター）	029-287-7867	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/shikikarasagasu/sangyobu/nyoseisaku/3/1/9685.html	4
	産地体制強化補助事業	○農業の力を高める研修費支援 農業大学校、専修学校、NPO法人等が主催する農業技術力及び農業経営力を習得する研修に要する経費（受講料及び教材費、鉄道賃、車賃、宿泊料及び日当等）を補助 対象：認定農業者及び3年以内に農業経営改善計画の認定を受けようとする者 認定新規就農者及び3年以内に青年等就農計画の認定を受けようとする者 ①短期的または簡易的研修：農耕用大型特殊自動車免許、農耕用けん引免許、フォークリフト運転技能講習等 ②長期的または高度的研修：農業用ドローン講習、農業大学校等	【補助額】 ①短期的又は簡易的研修：上限3万円 ②長期的又は高度的研修：上限10万円	通年	予算の範囲内	農業政策課（農業支援センター）	029-287-7867	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/shikikarasagasu/sangyobu/nyoseisaku/3/1/9685.html	3・4
笠間市	新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	・認定新規就農者の認定を受けている者 ・就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営についての強い意欲を有している者 ・市内に住所を有している者 ・笠間市税の滞納がないこと。	・移植、収穫、防除、耕起等のための機械の購入に要する経費及び農業用施設の整備に要する経費を補助する。 ・対象経費の2分の1以内（事業費が40万円を下回った場合は、補助事業の対象外） ・補助金の交付は、交付対象者につき年1回を限度とし、最大5年間で300万円まで。	通年	予算の範囲内	産業経済部農政課農業振興グループ	0296-77-1101	http://www.city.kasama.lg.jp	4
	樹園地継承支援事業（受入果樹農家支援型）	・自身の経営縮小又は離農を予定している果樹農家 ・研修機関として市の認定を受けること。 ・概ね年間を通じて農業を営む経営体であること。 ・研修対象の主たる作物は、栗、梨、柿、葡萄、林檎又は梅であること。 ・笠間市税の滞納がないこと。	市内で果樹栽培で就農しようとする者に農業生産技術、経営手法等を習得させるために実施する研修に対して月額3万円。交付対象期間は最長2年間。	通年	予算の範囲内	産業経済部農政課農業振興グループ	0296-77-1101	http://www.city.kasama.lg.jp	6

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
笠間市	樹園地継承支援事業 (果樹研修支援型)	・就農時の年齢が45歳未満であり、認定新規就農者の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と見込まれる者。 ・市内に住所を有している者。 ・研修終了後1年以内に市内農地等で果樹栽培による独立 ・自営就農すること。 ・笠間市税の滞納がないこと。	果樹栽培へ就農するための農業技術、経営手法及び農村地域で生活していく心構えを会得する研修期間における生活費として、年間120万円。交付対象期間は最長2年間。	通年	予算の範囲内	産業経済部農政課農業振興グループ	0296-77-1101	http://www.city.ksama.lg.jp	3
	樹園地継承支援事業 (樹園地流動化推進支援型)	・果樹栽培を志す新規就農者へ研修を実施した樹園地を農地中間管理事業を活用して10年以上転貸する者 ・果樹栽培を行う農業者等で、経営の縮小、農業部門の減少による経営転換、リタイアによる離農又は農地の相続人で農業経営を行わない者 ・笠間市税の滞納がないこと。	転貸した面積10a当たり5万円	通年	予算の範囲内	産業経済部農政課農業振興グループ	0296-77-1101	http://www.city.ksama.lg.jp	7
城里町	城里町新規就農者支援事業助成金	次のいずれにも該当する者 (1) 新規就農者育成総合対策資金（就農準備資金・経営開始資金）の交付決定を受けている者（町内住民登録者） (2) 町税を滞納していない者	研修助成金：月額30,000円（2年限度） 経営助成金：月額30,000円（3年限度）	通年	予算の範囲内	農業政策課	029-288-3111	https://www.town.shirosato.lg.jp/	3・4
	城里町新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	町内に住所を有する認定新規就農者であって、次のいずれにも該当する者 (1) 本事業後、5年間町内において農業に従事すること (2) 町税を滞納していない者	農業用機械、農業用施設、家畜を導入する費用補助 補助率：補助対象経費の1/2 交付対象者につき1回限定 補助上限額：1,000,000円	通年	予算の範囲内	農業政策課	029-288-3111	https://www.town.shirosato.lg.jp/	4
	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊員として任用された者	最長で3年間、地域協力活動を行いながら、町内農家のもと農業研修を受け、就農を目指すことができる。独立就農だけではなく、雇用就農も選択できる。	通年	予算の範囲内	農業政策課	029-288-3111	https://www.town.shirosato.lg.jp/	2

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
神栖市	神栖市新規就農者等支援事業費補助金	○認定新規就農者 ○中高年新規就農者 ○市長が認める者	○農業機械販売事業者が販売する機械の取得費 ○農業用パイプハウスの取得費 ○荒廃農地の再生作業経費(農地利用状況調査で再生可能と判断された農地)	令和8年4月1日～令和9年3月31日	予算の範囲内	農林課	0299-90-1008	—	4
		○先進農家等 ○農業者団体 ○市長が認める者	○研修受入農家等の研修費	令和8年4月1日～令和9年3月31日	予算の範囲内	農林課	0299-90-1008	—	6
鉾田市	メロン新規就農支援事業	・市税を滞納していないこと。 ・指導農家及び研修生の生計が別であること。 ・指導農家にあつては、認定農業者又は農業経営士などの認定農業者と同等程度の経営を行うものであること。 ・研修生にあつては、研修開始時点の年齢が50歳未満の者であつて、前年の世帯所得が600万円未満であること ・研修生にあつては、指導農家の元で、メロン栽培の研修をおおむね1年以上、かつ、年間1,200時間以上受講すること。等	メロンの産地の維持を図ることを目的として、メロンの新規就農者の育成に取り組む農業者及びメロンの新規就農者に対し、補助金を交付する	令和8年4月20日～令和9年1月20日	予算の範囲内	農業振興課	0291-36-7655	https://www.city.hokota.lg.jp/page/di005174.html	3・6
行方市	なめがた新規就農活力応援補助金	市内に住所を有する新規参入又は農業後継者であつて、次のいずれにも該当するものとして市長が認めるもの。 1 市内において農業経営を行う者 2 年間農業従事日数が200日以上見込める者 3 年齢が60歳未満の者 4 農業経営改善計画の認定申請を行う者 5 新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の支給対象でない者 6 農業委員会委員が推薦する者	補助金の額は、50万円 補助金の交付は、同一人につき1回を限度とする	通年	予算の範囲内	農林水産課	0291-35-2111	https://www.city.namagata.i-baraki.jp/	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
土浦市	新規就農者支援	市内に就農を希望している方	・新規就農相談 ・農地借り入れの支援 ・青年等就農計画作成支援	通年	—	農林水産課	029-826-1111	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/shigoto-sangyo/sangyo/nogyo/page017710.html	1・7
石岡市	「石岡市朝日里山ファーム」新規就農者研修制度	・18歳以上45歳未満 ・石岡市内に移住し、石岡市内で独立営農を目指すこと	・約30品目の野菜の栽培技術指導（有機栽培） ・果樹・施設園芸の栽培技術指導（イチゴ等） ・独立後のことを考えた農地確保支援 ・研修に必要なトラクター等の機材や圃場、設備の貸し出し - 研修圃場：約1.8ha（1組あたり90a） - 集出荷作業室：1室（20㎡）	夫婦：年間を通して募集 単身者：12月から翌年3月まで	各1組 有機野菜・果樹施設園芸	農政課	0299-43-1111	http://www.city.ishioka.lg.jp/	2・7
	石岡市新規就農者支援センター	石岡市で就農を希望する者	就農相談	随時	随時	農政課	0299-43-1111	http://www.city.ishioka.lg.jp/	1
	園芸作物生産拡大整備支援事業（パイプハウス設置補助）	①と②に該当すること ①5年以上対外的に出荷すること ②次のいずれかに該当する人 ・定年退職などにより、新たに就農する65歳未満の人 ・就農してから5年未満かつ45歳未満の人 ・新たな園芸作物の栽培または園芸作物の生産規模の拡大に取り組む人	パイプハウス設置経費（消費税抜き）の1/3以内 上限20万円	令和8年12月31日まで	予算の範囲内	農政課	0299-43-1111	http://www.city.ishioka.lg.jp/	4
	「ゆめファーム」新規就農制度	・1年に1家族 ・45歳未満 ・研修後石岡市（八郷）で就農	次のことについて貸し出しを行う。 ・研修圃場 畑90a パイプハウス75坪 ・農機具 トラクター、管理機等 ・農業資材 支柱、パイプ等	夫婦：年間を通して募集 単身者：12月から翌年3月まで	1組	J Aやさと営農流通センター	0299-44-1661	https://www.javasato-yuukibuka.com/	2

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
かすみがうら市	第三者継承促進事業	次のいずれかに該当する者 (1)研修支援事業 将来、かすみがうら市内で果樹園を経営する意思がある農業研修生を受け入れる農家に予算の範囲内で助成する。 (2)合意書締結祝い金支給事業 経営継承が合意に至った場合、両者(移譲者・継承者)にお祝い金を予算の範囲内で支給する。 (3)経営継承準備事業 経営の継承に関わるものであり、かつ、機械・設備の修繕や更新、雨よけハウスの新設、新植・改植等に要する費用を継承者に予算の範囲内で補助する。 ※(1)～(3)のいずれも、市農業再生協議会が別途定める要項等に基づく。	果樹産地の維持及び拡大を図るとともに、農業後継者を確保するため、研修生受入農家、移譲者又は継承者に対し、補助金等を交付する。 (1)研修支援事業 農業研修生を受け入れる農家に対し、一月につき5万円(上限)を助成する。(予算の範囲内) (2)合意書締結祝い金支給事業 移譲者及び継承者に対し、それぞれ一人あたり20万円(上限)の祝い金を支給する。(予算の範囲内) (3)経営継承準備事業 継承者に対し、補助対象費用の合計額の2分の1以内であり、かつ、100万円(上限)までを補助する。(予算の範囲内) ※(1)～(3)のいずれも、市農業再生協議会が別途定める要項等に基づく。	通年	予算の範囲内	農林水産課	029-886-3305	https://www.city.kasumi.lg.jp/page/page005626.html	4・6・9
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市新規就農者支援事業	以下の①～④のすべてに該当する者 ①認定新規就農者又は認定農業者 ②就農後8年以内、かつ18歳以上56歳未満であること ③龍ヶ崎市在住、かつ主に龍ヶ崎市内で営農すること ④前年の総所得が350万円未満であること	新規参入者は年間最大90万円を上限として、最長3年間 補助金を交付。 親元就農者にあつては、年間60万円を上限とする。	通年	予算の範囲内	農業政策課	0297-60-1537 (直通)	https://www.city.ryugasaki.ibarakai.jp/ji-gyosha/nourinsuisangyou/nougyou/sinkisyuu-nou.html	4
	龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業	以下の①～③のすべてに該当する者 ①市内在住の畑作農業者で以下のいずれかに該当する者 ・認定農業者又は認定新規就農者 ・龍ヶ崎市農産物等直売所に農産物を継続的に出荷し、当該農産物に係る栽培記録簿を適正に整備していると市長が認める者 ②市税等を滞納していない者 ③導入予定の機械等が国などの補助金交付を受けていない者	農業用機械・スマート農業機械の購入、ハウス・農業用井戸の新設等に補助対象事業費の3分の1以内(上限100万円)を補助。 認定新規就農者にあつては、補助対象事業費の2分の1以内(上限200万円)を補助。	期間あり	予算の範囲内	農業政策課	0297-60-1537 (直通)	https://www.city.ryugasaki.ibarakai.jp/ji-gyosha/nourinsuisangyou/nougyou/hatasaku.html	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市スマート農業導入加速化支援事業	以下の①～③のすべてに該当する者 ①市内に住所を有し、次のいずれかの条件に該当する農業者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・龍ヶ崎市農産物等直売所の出荷許可を受けた農業者 ②市税等に滞納がないこと。 ③国または県が行う、本事業と同様の補助事業を重複して受けていないこと。	1. 営農支援システム導入事業 補助率：10/10（上限額30万円） 2. 農業用ドローン操縦技能習得事業 補助率：1/3以内（上限額20万円）※農産物の輸出に取組む場合、補助率：1/2以内（上限額30万円） 3. 圃場環境モニタリング設備導入事業 補助率：1/3以内（上限額20万円） ※農産物の輸出に取組む場合、補助率：1/2以内（上限額30万円）	期間あり	予算の範囲内	農業政策課	0297-60-1537（直通）	https://www.city.ryugasaki.ibarakagi.jp/ji-gyosha/nourinsuisangyou/oshirase/sumatonougyou.html	4
牛久市	牛久市新規就農者育成研修事業	市内で就農希望の研修生を受け入れるJA水郷つくば生産部会員または農業法人	研修希望者を受け入れる個人農家及び農業法人に対して、研修費の一部を助成。（個人農家・法人によって条件が異なる）	通年	予算の範囲内	農業政策課	029-873-2111	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/page/di-011080.html	6
	牛久市農業用資材購入補助金	市内に住所を有する農業者	市の指定した事業者から年間30万円以上資材を購入した者に農業資材購入経費の5%を補助する。（認定農業者は10%）（上限30万円）	年間	予算の範囲内	農業政策課	029-873-2111	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/page/di-011080.html	4
	牛久市農業ヘルパー活用補助金	市内に住所を有する農業者	農業ヘルパーに登録された市民を農業者や農業法人が雇用し、支払った総賃金の5%を補助する。（上限30万円）	年間	予算の範囲内	農業政策課	029-873-2111	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/page/di-011080.html	5
	新規就農者支援	市内に就農を希望している方	・新規就農相談 ・農地借り入れの支援 ・青年等就農計画作成支援	通年	—	農業政策課	029-873-2111	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/page/di-011080.html	1・7
稲敷市	稲敷市新規就農者育成支援補助金	新規就農者のうち、いずれの各号に該当する者 ①市内に住所を有し、年齢が18歳以上60歳未満の者 ②認定農業者となる意思を持つ者 ③農業に専従している者又は専従する見込みがある者 ④市税を滞納していない者	1か月につき5万円、年間60万円を上限として、最長3年間交付。 ただし、経営開始2年目以降は、1人当たり前年の総所得が350万円を超えない限り交付。	通年	予算の範囲内	農政課	029-892-2000	https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page005458.html	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
稲敷市	稲敷市新規就農者農業用機械購入補助金	稲敷市新規就農者育成支援補助金の交付を受けている者、または受けることが確実である者	農業の生産性向上及び効率化を図るために購入した農業用機械（農作業以外に容易に利用可能な汎用性の高い機械を除く）の経費を補助する。 対象者1人につき1回限り、補助対象経費の2分の1以内を交付。ただし、50万円を上限とする。	通年	予算の範囲内	農政課	029-892-2000	https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page007031.html	4
阿見町	阿見町農業後継者等支援対策事業費補助金	・50歳未満である者のうち、町内在住の認定農業者又は認定農業者と同等の農業経営を行う農業者の経営を引き継ぐ者で、5年以内に認定農業者となる見込みの者 ・国又は県の就農支援制度の支援対象とならなかった者で、前年の総所得が350万円未満である者	1. 農業大学校又はそれに準ずる公的研修期間の受講料の助成、2万円を上限 2. 農業経営に必要な機械の購入に要する経費の助成事業費の1/2、上限50万円 3. 農業経営に必要な施設の建設に要する経費の助成事業費の1/2、上限50万円 ※補助金の交付は、それぞれの経費につき1回までとする。	随時	予算の範囲内	農業振興課	029-888-1111	—	3・4
河内町	河内町農業担い手支援事業補助金	いずれにも該当する方 1. 町内に住所を有する個人または主たる事業所を有する法人で、町農業再生協議会に営農計画書を提出している方 2. 町内に農地を所有し、または町内の農地に権利設定を行い、農業に従事しており、地域計画のうち目標地図に位置付けられた方（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等） 3. 同一世帯員も含め町税等に未納がない方 ※成果目標を設定し、事業実施年度を含む5年度にわたって目標達成するように取り組む	【内容】 農業機械等の購入に要する経費を補助する。 【補助対象経費】…① 【補助率】…② 【補助上限額】…③ 1. ①500,000円～2,000,000円 ②100分の30 ③50万円 2. ①2,000,001円～5,000,000円 ②100分の25 ③100万円 3. ①5,000,001円～13,333,333円 ②100分の20 ③200万円 4. ①13,333,334円～ ②100分の15 ③300万円	令和8年6月30日までに申請	予算の範囲内	農政課	0297-84-6975	https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp	4
つくば市	新規就農者経営支援補助事業	市内在住の認定新規就農者（18歳以上65歳未満の者）市税の滞納がない者 国または県から補助金に相当する給付を受けていない者	補助対象経費は、農業経営に係る経費（種苗費、肥料費、農具費等） 【補助額】農業経営月数に応じて、ひと月につき最大5万円（年間最大60万円、最長3年間交付）	随時	予算の範囲内	農業政策課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/shigoto/nooringyo/1001754.html	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
つくば市	果樹振興事業	市内在住で市内に圃場がある者のうち、次の条件を満たす者 ブルーベリー・梨又はぶどう、地酒等の醸造用果樹の生産者（新規生産者含む）	（１）新規の果樹園整備に要する経費（ただし、ブルーベリーについては既存果樹園の整備も対象とする） なお、栽培面積は10a以上とし、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽すること。 （２）気象災害等に強い園地づくりに要する経費（更新の場合は、軽量化や網目を小さくするなど、機能向上を図ること。） （１）【補助率】1/2以内 （上限：150千円／10a） （２）【補助率】1/2以内 （上限：200千円／10a）	随時	予算の範囲内	農業政策課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/keizaibunogyoueisakuka/gyomuannai/4/1/24705.html	4
	スマート農業機械等整備支援事業	市内に住所を有する個人又は本店が所在する法人であって、以下のいずれかの者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（その他要件あり）	農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の維持、開始若しくは改善に必要な機械・設備等の導入に要する経費に対し補助する。 ※農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは補助対象外（中古品も対象。ただし、個人農業者間の売買など農機具販売を業とする者以外から購入するものは補助対象外） ※昨年度スマート農業推進事業又は農業機械等整備支援事業活用者は原則申請不可。ただし、有機JAS認証取得者又は農林水産省の定める「スマート農業技術カタログ」、「農業新技術製品・サービス集」に掲載されているもの、「みどり投資促進税制の対象機械一覧」に掲載の機械・設備を購入する場合は再申請可 補助率1/2 上限：50万円	随時	予算の範囲内	農業政策課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyousha/shigoto/nouringyo/20236.html	4
	つくば市農業経営体支援補助金	市内に住所を有する個人又は所在する法人であって、以下のいずれかの者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（その他要件あり）	①農業における労働力確保を目的として、スポットワーク仲介事業者を活用した経営体に対し、利用料等の費用の一部を補助 ②農業における労働条件の改善から労働力確保を目的とし、冷却機能付き作業服等を購入する経営体に対し、購入費用の一部を補助。 ※作業服等：冷却機能付き作業服、水冷式作業服、空調作業服 ①補助率1/2以内 上限50,000円 ②補助率1/2以内 上限50,000円（1着あたり10,000円を上限とし、最大5着まで）	随時	予算の範囲内	農業政策課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyousha/shigoto/nouringyo/28310.html	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
つくばみらい市	農業機械等購入補助事業	・地域計画の目標地図に位置付けられている者のうち、認定農業者又は認定新規就農者である生産組織又は個人 ・3年間の目標設置及び達成 ・補助金の交付を受けた年度から3年経過していること	(1) 生産組織 総事業費の50%以内・限度額100万円 (2) 個人 総事業費の50%以内・限度額50万円	前年度8～9月頃に要望調査	予算の範囲内	産業経済課	0297-58-2111	https://www.city.tasukubamirai.lg.jp	4
	農業参入環境整備事業	市内で就農を希望している者	・農地の紹介 ・農業機械シェアリングサービスの提供 ・農業研修の実施	随時	予算の範囲内	産業経済課	0297-58-2111	https://www.city.tasukubamirai.lg.jp	2・7・9
下妻市	果樹園地継承事業	果樹園地管理者	梨の新規就農を目指す研修生が独立できる技術を取得するまで、離農者の梨園地を下妻市果樹組合連合会が管理し、梨の独立就農を支援する	随時	—	農業政策課	0296-44-0729	—	9
筑西市	筑西市新規就農者研修事業補助金	50歳以下で農業研修を希望し、研修終了後に市内で就農する者、又は市内で就農後概ね3年以内の者	農業時術の習得に係る研修費や転入者の住宅費等の経費について、30万円を上限に助成する	随時	予算の範囲内	農政課	0296-20-1161	https://www.city.chikusei.lg.jp	3
桜川市	桜川市農業者育成支援事業補助金	桜川市内に住所を有し、市税等を滞納していない者のうち、次のいずれかに該当する者の中で、現状経営面積から10%以上の拡大、または現状売り上げの10%以上の増加を目指す意思がある者 (1) 生産組織（3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等） (2) 人・農地プランに位置付けられているまたは位置付けられることが確実と見込まれる中心的経営体 (3) 認定新規就農者	【概要】 農業用機械等の導入に必要な経費を補助する。 【補助額】 (1) に該当する者で経営面積水稲20ha以上または水稲以外1ha以上の者は30%以内（上限60万円） (1) に該当する者で上記面積未満の者は20%以内（上限40万円） (2) に該当する者で経営面積水稲10ha以上または水稲以外0.5ha以上の者は20%以内（上限30万円） (2) に該当する者で上記面積未満の者は10%以内（上限10万円） (3) に該当する者は50%以内（上限100万円）ただし、中古機械の場合は上限50万円	随時	予算の範囲内	農林課	0296-55-1111 内線3161	—	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
桜川市	桜川市農業用パイプハウス資材購入費補助金	認定農業者 認定新規就農者 集落営農組織 販売農家	【概要】 単棟パイプハウス（鉄骨ハウスを除く）の新設及び建て替えに要する経費（被覆材等の消耗品を除く）を補助する。 【補助額】 対象経費の3分の1以内の額（100円未満は切捨て） 【限度額】 ●間口5メートル未満のパイプハウス 長さ1メートルにつき3,750円まで ●間口5メートル以上のパイプハウス 長さ1メートルにつき5,000円まで	随時	予算の範囲内	農林課	0296-55-1111 内線 3161	—	4
	桜川市新規就農者営農研修補助金	新規就農者のうち次のいずれにも該当する者 （1）桜川市内に住所を有し、年齢が20歳以上65歳未満の認定新規就農者 （2）認定農業者となる意思を持つ者 （3）市税等を滞納していない者	【概要】 農業技術の習得に係る研修での受講料及びそれらに必要な教材費を補助する。 【補助額】 上限1万円までを支給する。	随時	予算の範囲内	農林課	0296-55-1111 内線 3161	—	3
結城市	有機農業に関する現地技術指導	有機農業に従事する意思を有する者	有機農業に取り組む者に対し、現地に講師を招いて技術指導を行う	R8.7～ R9.3 (予定)	若干名	農政課	0296-34-0360	—	2
	有機農業研修受講支援補助金	市内に住所を有する農業者又は農業に従事する意思を有する者	有機農業の技術向上を目的とした研修を受講する者に対し、費用の一部を支援する	R8.7～ R9.3 (予定)	5名	農政課	0296-34-0360	—	3
	有機JAS認証取得支援補助金 （いばらきオーガニックステップアップ事業）	農林事務所長から事業実施計画の承認を受けた事業実施主体	有機農産物として差別化して表示販売するために必要となる有機JAS認証を取得しようとする者に対し、費用の一部を支援する	R8.7～ R9.3 (予定)	1名	農政課	0296-34-0360	—	4
	結城市農業機械等購入支援補助金	以下の条件に当てはまる者 ①地域営農集団 ②販売農家（認定農業者に準ずると認められる者） ③認定新規就農者	営農に必要な農業用機械、農業用施設等の購入・整備等に係る費用に対する経費の一部の補助。（中古機械は残存耐用年数が2年以上のものとする） ①、②の場合 補助対象経費（税抜き）の1／4の額又は60万円のいずれか低い額 ③の場合 補助対象経費（税抜き）の1／2の額又は60万円のいずれか低い額	7月頃 要望調査	①3戸以上の地域 営農集団 ②③1名	農政課	0296-34-0419	—	4

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他

令和8年度 茨城県市町村における新規就農支援制度について

茨城県新規就農相談センター
※制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人員	担当課名	電話番号	HPアドレス	支援分野
常総市	新規就農者研修委託事業	就農希望者の研修を受け入れる市内の先進農家	常総市内で就農を目指す方を受け入れる先進農家に対して研修費として日額5,000円を支払う。 5,000円/日×14日間=70,000円	通年	先進農家 1件	農業政策課	0297-23-9037	—	6
八千代町	八千代町農業経営収入保険加入促進支援	○八千代町内に住所を有する個人または法人 ○町税に滞納がない ○（支援①の場合）収入保険に加入し、初回分の保険料等が納入済み ○（支援②の場合）収入保険に加入することを目的に白色申告から青色申告にするための承認を受けている	支援① 収入保険の加入者が負担する保険料及び付加保険料の2分の1以内（上限5万円） 支援② 収入保険に加入することを目的に白色申告から青色申告へ承認を受けるために要する経費の2分の1以内（上限3万円）	—	—	農政課	0296-48-3819	—	4
古河市	農業ヘルパー事業	○農業ヘルパー...事業を通じて農業者と雇用契約を締結し、農作業に従事する者 ○雇用希望農業者...農業ヘルパーの雇用を希望する農業者又は農業法人	農業ヘルパーと雇用希望農業者の情報等を市に登録し、相互に閲覧可能にすることで、農業の労働力不足を補い、安定的な農業経営を図るとともに、農業に触れ合う機会の拡大に資することで就農者の確保に寄与する。	通年	—	農政課	0280-76-1511 内線2129・2128	https://www.city.i-baraki-koga.lg.jp/soshiki/nousei/nogyo-helper/18731.html	9
五霞町	就農相談	就農希望者	町内における就農希望者に対して、農地の確保等に関しても農業委員会と一括対応することによって細かく対応可能。 場合によっては、農業における技術支援等を普及センターとともに実施し、相談会を実施。	通年	—	産業課	0280-84-2582	—	1

※支援分野の内容 1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成
7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん、家賃補助を含む) 9. その他